附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定並びに別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十九年四月一日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面とみなす。

2　前条ただし書に規定する規定の施行の日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号による書面とみなす。

告　示

○内閣府告示第百二十九号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を次のように定め、平成二十八年四月十九日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　参観の対象となる施設　東京都に置かれる迎賓館の施設のうち本館及び主庭並びに和風別館

二　参観の認められる年齢

1　本館及び主庭並びに和風別館　十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者を除く。）

2　本館及び主庭　年齢制限なし

三　参観料の額

次の区分による額とする。ただし、内閣総理大臣が特に必要と認めるときは、参観料を減免することができる。

1　本館及び主庭

（一）一般参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回五百円

（3）（1）及び（2）に掲げる者以外の者　免除

（二）団体（二十人以上）参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回八百円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回四百円

（3）（1）及び（2）に掲げる者以外の者　免除

2　本館及び主庭並びに和風別館

（一）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千五百円

（二）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）に掲げる者を除く。）　一名につき一回七百円

3　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に限り、本人及びその付添人（付添人が二人以上あるときは、一人に限る。）　免除

○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年四月十九日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　平成二十八年四月二十日　午後二時

○法務省告示第百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、シンガポール共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏名　タン・ファンリー

生年月日　千九百七十七年十月四日

○法務省告示第百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏名　ジェームズ・ランダル・エマソン

生年月日　千九百七十四年三月二十八日

○法務省告示第百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社一条工務店の項中「建築大工」の下に「、型枠施工」を加え、同表に次のように加える。

株式会社南信精機製作所	長野県上伊那郡飯島町七久保八百十五番地
株式会社三共梱包	静岡県浜松市中区東伊場二丁目十六番十四号
プラスチック成形	
工業包装	

○法務省告示第百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏名　ソフィー・ドゥ・ブレイ

生年月日　千九百八十六年六月三十日

○法務省告示第百九十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏名　エドワード・マーク・フゥースメイヌ・ドゥ・ブレイ

生年月日　千九百八十六年五月六日

○法務省告示第百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年四月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏名　ジェームズ・キングスリー・ウィリス

生年月日　千九百八十三年三月十二日